

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 農林水産省

No	20
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）
要望項目名	公害防止用設備（污水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置の延長（畜産業）
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公害防止用の施設又は設備に係る課税標準の特例措置</li> <li>・特例措置の内容 水質汚濁防止法に規定する特定施設を有する畜産事業場が、期間内に新設する污水又は廃液の処理施設（課税標準を1/3）について、適用期限を2年間延長する。</li> </ul>
関係条文	地方税法附則第15条第2項
減収見込額	[初年度] - ( ▲274 ) [平年度] - ( ▲1603 ) [改正増減収額] - (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 家畜排せつ物法に基づく管理基準を遵守するために、主として応急的措置にて簡易対応した畜産農家に対して、①より持続的で環境保全効果が高く、また、②水質汚濁防止法に係る排水基準の強化に対応するために必要な污水処理施設の導入を政策的に誘導することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 污水処理施設整備の推進は、畜産業の健全な発展に寄与するとともに、国民の健康の維持や生活環境等の保全にとって欠かせない極めて公益性の高い施策である。 家畜排せつ物法に基づく管理基準の引き続きの遵守、かつ、水質汚濁防止法に係る排水基準の強化に対応するために必要な污水処理施設の整備が必要である。</p> <p>特に、水質汚濁防止法において、畜産農家については、「硝酸性窒素等」及び「内湾に河川等を通じて排水が流入する地域の窒素・りん（以後「窒素・りん）」について、直ちに一般排水基準に対応することが困難であるとして、より基準の緩やかな暫定排水基準が設定されているが、今年度よりこれらの暫定排水基準値が引き下げ（規制の強化）られる。 污水処理施設の整備は畜産農家にとって非収益投資であり、さらに飼料価格の高騰等経営をめぐる環境は引き続き厳しい状況にある。 このため、課税標準の特例措置を引き続き講じることにより、畜産農家に対する施設整備を促す大きなインセンティブとする。</p>
本要望に対応する縮減案	なし

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤）</p> <p>[政策分野] 持続可能な農業生産を支える取組の推進</p>
	政策の達成目標	順次強化される水質汚濁防止法に基づく排水基準を畜産農家が遵守する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	2年延長を要望
	同上の期間中の達成目標	汚水処理施設等の取得を促進し、現行の暫定排水基準を遵守する。
	政策目標の達成状況	順次規制強化される排水基準へ十分に対応できていない。
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 26 年度適用件数見込 37 件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	家畜排せつ物法に基づく管理基準をクリアした農家等について、より持続的で環境保全効果の高い、また排水基準の強化に対し対応が可能な汚水処理施設整備が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	強い農業づくり交付金 244 億円の内数 共同利用（5 戸以上）の場合に限り、畜産に起因する排水や悪臭による周辺環境への影響を軽減するために必要な浄化処理施設や脱臭施設等の整備する際に一部を助成。また、畜産経営環境調和資金を利用して、個人で施設整備する際の利子助成を実施。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本特例措置との重複はない。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は昭和 40 年代に創設されたものであるが、初期の規制対象が主として重金属や化学合成物質等いわゆる公害原因物質であったのに対し、近年は環境保全への関心の高まりや新たな科学的知見により畜産排水に多く含まれる有機物、窒素、リン等の富栄養化原因物質や硝酸性窒素等の健康影響物質へ規制対象が拡大、また基準値は段階的に強化されている。 新たな汚水処理施設の整備は近年の社会的要請に基づいた環境規制の強化という外的要因に応じるものであり、本特例措置の妥当性は高いところ。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 20 年度 87 件 減税額 373 百万円  平成 21 年度 51 件 減税額 355 百万円  平成 22 年度 51 件 減税額 336 百万円  平成 23 年度 43 件 減税額 316 百万円  平成 24 年度 37 件 減税額 293 百万円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>(1) 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格）  (2) 適用実績：646,712,528 千円（附則 15 条第 2 項第 1 号～第 5 号）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置の適用により事業者の負担が軽減されることから、施設の整備が進み、環境負荷物質の排出が削減される。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>応急的な簡易対応により管理基準をクリアした農家について、経営規模や地域の実情に応じ、より持続的で環境保全効果が高く、また排水規制に対して適切に対応可能な污水处理施設の整備を促進する。  特に、①平成 25 年 7 月以降、強化される硝酸性窒素等に係る排水基準、②今年中に強化される総量規制に係る規制値（有機物、窒素、りん）、③湖沼水質保全特別措置法による湖沼への流入規制等に対し、適切に対応可能な污水处理用設備が必要。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>畜産農家等の污水处理用設備の整備という点については、本特例措置をはじめとした政策手段の活用により整備が促進され、野積み・素堀は概ね解消されたものの、混住化の進展等に伴い、污水处理施設の整備が引き続き必要となっている。  また、平成 25 年度に見込まれる水質汚濁防止法に係る「硝酸性窒素等」及び「窒素・りん」の暫定排水基準の強化に伴い、污水处理施設の整備が進むものとする。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 44 年創設。以降、適宜延長。</li> <li>・平成 18 年度税制改正にて、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年度末まで延長（2 年）</li> <li>・平成 20 年度税制改正にて、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年度末まで延長（2 年）</li> <li>・平成 22 年度税制改正にて、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年度末まで延長（2 年）</li> <li>・平成 24 年度税制改正にて、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年度末まで延長（2 年）</li> </ul>
<p>ページ</p>	<p>20—3</p>